

(別記様式)

特定間伐等促進計画

北海道天塩郡幌延町

令和3年7月
(変更：令和5年1月)

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10ヵ年で760ha（年平均76ha）の間伐を行うことを目標とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、**当町**の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

別紙のとおり

凡例

特定間伐促進計画の区域・・・緑

保育間伐・・・・・・・・・・橙

間伐・・・・・・・・・・茶

更新伐・・・・・・・・・・青

植栽・・・・・・・・・・黄

4 特定間伐等の実施計画の実績

別紙のとおり

5 特定植栽促進区域

都道府県の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、当町における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。

6 特定植栽事業の実施方法

(1) 植栽すべき特定苗木の種類 クリーンラーチ

(2) 特に実施すべき造林の方法等の東低植栽事業の実施方法に関すること。

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより、森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特定及び特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、1ヘクタール当たり概ね1,500本程度の低密度での植栽に努めるほか、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、下刈り年数の目安を3年とすることなどにより、造林の低コスト化・省力化に努めるものとする。

7 特定植栽事業の実施の促進のための方策

(1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること。

実施主体は、継続的に現地検討会等を開催し、特定植栽事業に関して得た技術の普及を行い、地域における主導的役割を果たすよう努めるものとする。

(2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。

実施主体は特定植栽事業の実施に伴い得られた、育成状況等の有益な知見について、あらゆる機会を通じて地域内の関係者に対し、積極的な情報提供に努めるものとする。

8 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本町の森林経営計画の策定率は、約25パーセントとなっており、既存の森林経営計画を軸として未策定者の参画に努めるとともに、施業の効率化、共同化等を図るため、事業実施主体等による透明性のある提案型施業による施業の実施を促進するものとし、森林施業プランナー等の活用を積極的に推進する。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

大規模森林所有者単独による森林施業が行われる一方で、本町は、小規模森林所有者も多数存在し、森林所有者の世代交代等による不在村や所在が不明になってしまうケースもある。このため、集約化等に必要な情報について、個人情報取り扱いを適正に行いながら情報の収集に努めるとともに、森林GIS等の電子データの活用や森林組合をはじめとする事業実施主体等

の協力を得て、情報の確認や解析、精査に努め情報の共有化を図るものとする。

また、事業実施主体等が開催する会議・協議会へ積極的に参加するなど、施業の集約に必要な合意形成活動を支援するものとする。

9 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

各事業実施主体等の作業システムに応じた作業路網の計画及び整備を図るため、現行の作業システム及び既存路網の配置状況等を勘案した作業路網の整備に努めるとともに、新規路網計画の検討等にあたっては、各関係機関と情報の共有化を図り計画的かつ効率的な森林施業が図られるよう努めるものとする。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

効率的な作業システムに欠かせない高性能林業機械等の導入にあたっては、国等の補助事業の活用を進めるとともに、導入にあたっての情報の提供に努めるものとします。

また、既に高性能林業機械等を導入している事業実施主体等に対しては、最新の作業システムに関する情報提供を務めるものとする。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

適地適木による植栽樹種の選定や低密度植栽の検討など、地域の自然条件を勘案した低コスト化の促進に努めるものとする。

10 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

国、北海道及び近隣の市町村と連携を図り、川上、川下等関係者の意見を幅広く取り入れ合意形成を図る必要があることから、関係者が集まる懇談会、協議会、検討会などの開催若しくは参加への取組に努めるものとする。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

森林経営計画における伐採計画量など供給に関する情報提供に努めるものとする。

11 人材の育成・確保等

国や北海道と連携を図り技術者を対象とした技能・技術研修会等の活用を促進するものとともに、新規就業者の確保及び支

援に必要な体制の強化を図るものとする。

また、森林施業にあたっては、労働安全衛生管理に努める「北海道林業事業体登録制度」の登録事業体の活用を促進するものとする。

更に、労働死亡災害の発生割合が他の職種に比べて高い林業においては、社会保険の加入の徹底を図るものとし、林業事業体における技能労働者への適切な賃金水準の確保に関する取組に努めるものとする。

3 特定間伐等の実施計画

別紙

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			図面番号	交付金希望	備考
		振興局	市町村	林班	小班	面積 (ha)	樹種	林齢	立木材積 (m3)	森林の種類	間伐の方法	間伐立木材積 (m3)	材積伐採率 (%)			

※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容								既に植栽済みの箇所	図面番号	交付金希望	備考
		振興局	市町村	林班	小班	造林面積 (ha)	うち人工造林				うち天然更新						
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数 (ha当た)	天然更新面積	天然更新時期	天然更新樹種				

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び図面番号の欄に当該植栽に係る該当事項を記載し、既に植栽済みの箇所欄に「○」を記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内 容	交付金希望	備考
		振興局	市町村			

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載する。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	振興局	市町村	路網起点		路網終点		路線名	路網整備の内容		図面番号	交付金希望	備考
				林班又は字名	小班又は字名	林班又は字名	小班又は字名		開設延長 (m)	幅員 (m)			

※林道、林業専用道、森林作業道の区分を備考欄に記載する。

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量	図面番号	交付金希望	備考
		振興局	市町村	林班	小班					

※土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。